



2022年5月11日

各 位

会社名 京阪ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 石丸 昌宏
(コード番号：9045 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 吉村 洋一
(TEL. 06-6944-2521)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 感染症の拡大や自然災害が発生した場合などにおいても円滑に株主総会を開催できるよう、また、社会全体のデジタル化の進展などにあわせて、株主総会の更なる活性化や事務の効率化を図ることができるよう、株主総会の開催場所および開催方法の選択肢を拡充するため、次のとおり変更をおこなうものがあります。
 - ①株主総会の開催場所を柔軟に選択できるよう、現行定款第13条第2項の株主総会の招集地を大阪府に限定する定めを削除するものであります。
 - ②「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、所定の要件を満たすことにより、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けることなく、インターネットなどにより株主の皆様が株主総会に出席する、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)を開催することができることとなりました。これを受け、株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、「バーチャルオンリー株主総会」の開催を可能とするため、第13条第2項を新設するものであります。なお、本定めの新設にあたり当社は、2022年2月24日付で、経済産業省令および法務省令が定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり変更をおこなうものがあります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、第16条第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定める事項について、書面交付請求をした株主の皆様へ交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、第16条第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は不要となるため、これを削るものであります。
 - ④上記の変更に伴い、効力発生日などに関する附則を定めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①第100回定時株主総会開催日 | 2022年6月21日（火） |
| ②定款第13条変更の効力発生日 | 2022年6月21日（火） |
| ③定款第16条変更の効力発生日 | 2. 定款変更の内容の附則に記載のとおり |

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 (招 集)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 <u>株主総会の招集地は、大阪市とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 (招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>本会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前第16条はなお効力を有するものとする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削るものとする。</u></p>